

市役所からのお知らせ

高校生等医療費助成の認定申請はお早めに

問 子育て・子ども課子育て支援係

☎内線146

松浦市では高校生等まで（18歳到達後の年度末まで）医療費の一部助成を行っております。

助成を受けるためには認定申請を行い、受給者証の発行を受けていただく必要があります。

今年度、新たに認定申請の対象となるのは、平成17年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでのお子さんです。

対象のお子さんがある世帯には、4月に案内文書を送付していますので、まだ手続きされていない世帯は6月30日までに認定申請の手続きをお願いします。（7月1日以降も申請可能ですが、申請月以降の医療費から助成の対象となります。）

児童手当現況届の受付が始まります

問 子育て・子ども課子育て支援係

☎内線146

児童手当・特例給付受給中の人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届出は6月1日における状況を確認し、児童手当・特例給付を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを審査するためのものです。

児童手当等を受給中の人には、6月10日頃に通知を送付しますので、6月30日までに手続きを済ませてください。

なお、令和3年5月以降に出生・転入等で、新たに認定請求をした人は、現況届の提出は不要です。

交通事故相談（要予約）

問 長崎県交通事故相談所

☎095-824-1111

【日時】

7月9日（金）

午前10時～午後3時

【場所】

松浦市役所2階

第2会議室

相談については、2日前までに電話での事前予約が必要です。（土・日・祝日を除く）

予約は問い合わせ先までお尋ねください。



被災ごみの取扱いについて

問 市民生活課生活環境係 ☎内線141

台風などの自然災害に起因して発生した被災ごみ（大規模災害を除く）を北松北部クリーンセンターへ被災者自らが直接搬入する際、以下の条件を満たす場合は搬入手数料を免除します。

また、被災ごみの収集運搬を業者に委託することもできますが、市の許可を取得した業者に限られます。許可業者一覧については、市のホームページに掲載していますので事前にご確認ください。ただし、許可業者に委託される場合は、免除の対象となりません。

【免除の要件】

- ①避難指示が発令された後に発生した被災ごみであること。
- ②手数料の免除を受けようとする場合は、市役所防災課において「被災証明書」の発行を受けること。
免除要件を満たす場合は、「被災証明書の写し」と搬入しようとする「被災ごみの全体写真」を市役所市民生活課へ提出してください。内容を確認したうえで北松北部クリーンセンターへの「搬入許可証（無料）」を発行しますので、搬入される際には、ご提示ください。

志佐川でのアユ釣り等が解禁となります！

問 水産課水産振興係 ☎内線 213

志佐川でのアユ釣り等が6月1日に解禁となります。(～10月31日まで)

志佐川(河口から鎌土橋まで)でアユ釣りなどをする場合は、長崎県内水面漁場管理委員会(以下、「委員会」)の指示に基づき、委員会の承認を受け、下記の「志佐川内水面振興協議会(以下、「協議会」)採捕規程」を守らなければなりません。

志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、ルールを守って楽しんでいただきますようお願いいたします。

【志佐川内水面振興協議会採捕規程】

この規程は、漁場利用関係を適切にし、水産動物(アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガニをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的としています。

1. 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外では採捕してはいけません。

- (1) 手釣り (2) 竿釣り (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網(たも網の直径40センチメートル以下。)
- (5) かにかご(1人が同時に使用できるかごの数は3個以内とする。)
- (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず(委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの。)

※1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は10個以内とする。また、灯(火)光を利用する漁具漁法は禁止。

2. 次の水産動物には採捕できる期間があります。 3. 次の大きさの水産物は採捕してはいけません。

アユ	6月1日～10月31日
ハヤ	6月1日～翌年4月30日
コイ	
フナ	
ウナギ	
モクズガニ	9月1日～12月31日

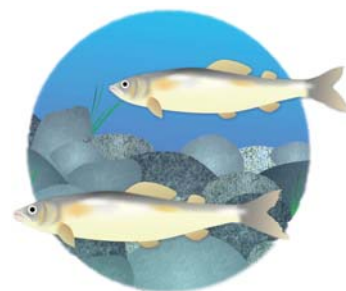
ハヤ	全長5センチメートル以下
コイ	全長15センチメートル以下
フナ	全長5センチメートル以下
ウナギ	全長21センチメートル以下
モクズガニ	甲幅長5センチメートル以下

4. 採捕禁止区域および期間があります。

区域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰に至る区域
期間	9月1日～12月31日

5. その他守るべき事項

- ・水産動物の保護培養に協力しなければならない。
- ・川底をかき回してはならない。
- ・相互に適切な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為をしてはならない。
- ・委員会の承認証を携帯しなければならない。
- ・漁場監視員の要求があった場合、委員会の承認証を提示しなければならない。
- ・河川を汚染するような行為をしてはならない。



【承認の手続き】

以下の発行場所で協力金を納付してください。

【承認証発行場所(協力金納付場所)】

- ①水産課水産振興係 ☎内線 213
- ②古賀家具店(松浦市志佐町浦免1797番地)
☎0956-72-0531

【協力金額】高校生以下は無料。肢体の不自由な人は掲げる額の2分の1に相当する額

水産物	1日間	1年間(採捕期間)
アユ	1,000円	3,000円
ハヤ	500円	1,500円
コイ		
フナ		
ウナギ		
モクズガニ		1かご1,000円